

《参考》

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 21 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、北九州市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務等)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括する。

- 2 本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部の事務を整理する。
- 3 本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、本部員の事務を補助するために必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 25 年規則第 37 号で平成 25 年 4 月 13 日から施行)